

横浜市指定給水装置工事事業者各位

横浜市水道局給水サービス部
給水維持課長 二見友久

横浜市水道条例施行規程の改正について（お知らせ）

日頃より、横浜市水道事業にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、給水装置工事の申込の際、給水装置工事申込書に申込者の押印を求めています。内閣府が定める地方公共団体における押印見直しマニュアルおよび本市の申請書等への押印・署名見直し方針に従い押印を廃止することとしました。

この押印廃止に伴い、水道条例施行規程を改正し、令和4年10月1日から施行となります。

このため、令和4年10月1日からの給水装置工事の申込手続きにつきましては、新たな様式で手続きを進めていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細については下記をご参照くださいますようお願いいたします。

1. 水道条例施行規程の改正概要

(1) 各種様式の変更

- ① 第3号様式を「給水装置工事申込・施行承認申請書」に変更し、給水装置工事申込者及び指定給水装置工事事業者からの申請とし、申込者の押印を廃止
- ② 第4号様式「給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届」の届出者を給水装置工事申込者及び指定給水装置工事事業者に変更するとともに、設計変更の場合の変更要点に工事中止・申込取消理由欄を追加
- ③ 第3号様式、第4号様式、第5号様式の決裁欄の廃止
- ④ 第3号様式、第5号様式の同意承諾関係欄の記載方法を変更し、申込者以外が所有する土地・構造物に給水装置を設置する場合および申込者以外が所有する給水装置から分岐する場合、利害関係人からの同意書の取得の有無についての記載項目の追加等
- ⑤ 第12号様式「給水装置所有者変更届」の中段注意書きの改正

改正前

2「前所有者が所在不明その他の理由により、その者の署名又は記名押印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを証する書類を提示してください。」

改正後

2「前所有者が所在不明等の場合は、新所有者が所有権を取得したことを証する書類を提示してください。」

(2) 第6条（同意書等の提出）の改正

- ① 各号列記以外の部分を次のように改めるとともに、第3号を削除

改正前

「給水装置工事の申込者は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。」

改正後

「管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給水装置工事の申込者に対し、当該各号に定める書類の提出を求めることができる。」

② 第6条に次の1項を加える

「給水装置工事の申込者は、前項に規定する書類を提出できない場合には、自己の責任において給水装置工事を施行する旨を誓約した書面を管理者に提出しなければならない。」

2. 変更となる様式

- ① 第3号様式（第5条） 給水装置工事申込・施行承認申請書
- ② 第4号様式（第7条） 給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届
- ③ 第5号様式（第8条） 給水装置工事完了届
- ④ 第12号様式（第16条第5号） 給水装置所有者変更届

3. 施行日

令和4年10月1日

※新様式は検索エンジンで「横浜市水道局 給水装置工事申請書」と入力して検索いただくか、下記QRコードからアクセスしダウンロードをお願いします。



4. その他

- (1) 旧様式（第3号、第4号、第5号、第12号）は、令和4年12月31日まで使用可能としていますが、可能な限り新様式での手続きにご協力をお願いいたします。
- (2) 旧様式を使用する場合、給水装置工事申込書（第3号様式）には申込者の押印が必要となります。また、電子申請システムを利用して申込した場合は申込書原本の提出（郵送可）が必要となりますのでご注意ください。なお、10月1日以降は給水工事受付センターへ提出してください。
- (3) 新様式の給水装置工事申込・施行承認申請書は押印が不要となるため、原本の提出は不要となります。

横浜市水道局
給水サービス部給水維持課
給水担当係長 八木
担当：林、茂木
電話：671-3069